

幼児教育・保育の無償化について

Ver.110

子育て支援部
保育認定課

平成31年1月23日

無償化の経緯

これまでの主な経緯

- ・ 平成29年12月8日 **「新しい経済政策パッケージ」**（閣議決定）
－ 3～5歳までの全ての子ども、0～2歳は住民税非課税世帯を対象に無償化
- ・ 平成30年6月15日 **「経済財政運営と改革の基本方針2018」**（閣議決定）
－ 認可外保育施設等も対象
- ・ 平成30年12月28日 **「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」**（関係閣僚合意）
－ 「新しい経済政策パッケージ」、「経済財政運営と改革の基本方針2018」を踏まえ、具体的な制度設計

今後

- ・ **次期通常国会に、子ども・子育て支援法の改正案を提出予定**
※（見込み）2019.2閣議決定、2019.3審議入り、2019.5法案成立（府令公布、通知発出）

無償化の趣旨等

• 趣旨等

- 幼児教育無償化の趣旨は、①子育て世代の負担軽減を図る少子化対策の観点や②生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性

• 対象者

- 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳の全ての子どもたちの利用料を無償化
- 0歳から2歳児の子どもの利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化

• 無償化の対象範囲（施設・利用料） 次ページ参照

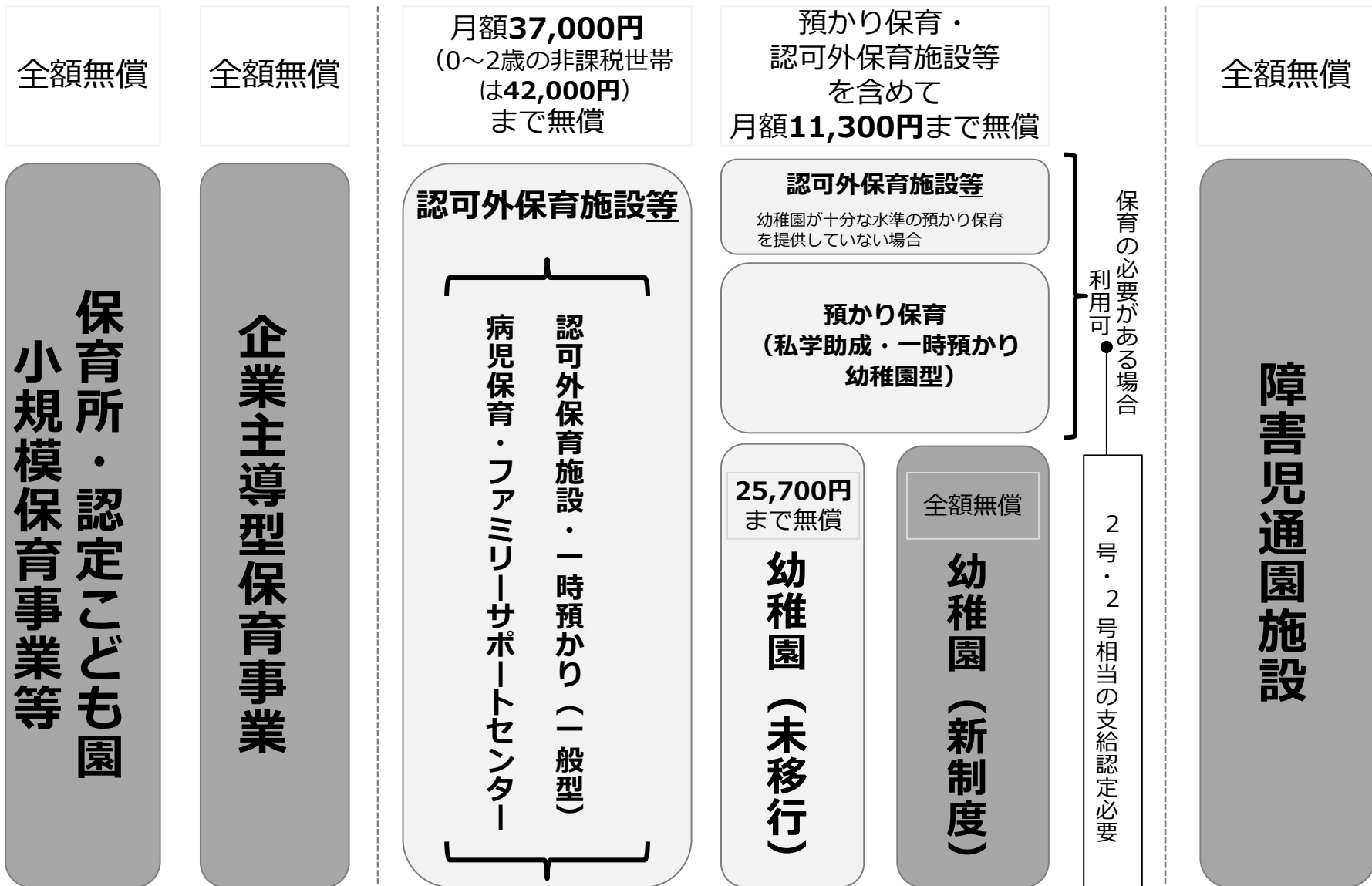
• 実施時期

- 2019年10月1日

• 財源

- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4（ただし、公立施設（保育所等）は市町村等10/10）
- 初年度（2019年度）に要する、新たに地方負担となる経費を全額国費で負担。事務費、システム改修費についても財政措置

無償化の対象範囲等



注) 保護者から実費で徴収している費用 (通園送迎費、食材料費、行事費など) は、無償化の対象外

今後の対応（無償化開始まで）

- **予算**
 - 2019年度当初予算において、必要な歳出・歳入予算を計上
- **保護者への周知・支給認定等（4月～7月頃）**
 - 施設等を通じて、保育所等、認可外保育施設等を利用する保護者へ周知
 - 認可外保育施設等を利用する保護者に対する支給認定
- **事業者への周知・認可外保育施設の届出等（4月～8月頃）**
 - 無償化に伴う手続等について事業者へ周知
 - 新たに無償化の対象となる事業所内保育所等の認可外保育施設の届出
- **システム改修（4月～7月頃）**
 - 2019年度予算において、無償化に係るシステム改修を予定

